

平成 29 年度

第 3 回 大垣市緑化審議会議事録

(平成 30 年 2 月 6 日)

平成 29 年度第 3 回大垣市緑化審議会を、平成 30 年 2 月 6 日（火）市役所本庁舎 3 階合同委員会室において開催した。

次第は、次のとおりである。

議事

- ・大垣市みどりの基本計画（案）について

報告事項

- ・地域未来投資促進法に基づく緑地面積率等の緩和（案）について
- ・市制 100 周年事業 市の花木の制定（案）について

本日の委員は次のとおりである。

出席委員（14 名）

森 誠一	柳澤 直	小林 良子	窪田 一仁
成瀬 重雄	西脇 史雄	安田 忠邦	後藤 文夫
國枝 重一	安田 光利	高橋 正司	加藤 芳正
浦井 巧	古田 富美子		

欠席委員なし

本日の市の出席者は次のとおりである。

都市計画部長	田中 裕
都市施設課長	廣瀬 勝典
都市施設課	田中 明
都市施設課	伊藤 直之
都市施設課	子林 誠
都市施設課	市川 貴久
産業振興室長	清水 克人
産業振興室	前澤 一成

(開始時刻 午前 10 時 00 分)

事務局 窪田委員さんが、まだお見えではありませんが、定刻となりましたので、ただ今から、平成 29 年度 第 3 回大垣市緑化審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます、都市施設課の廣瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、配布しました資料の確認をさせていただきます。本日の審議会の次第、席次表、大垣市みどりの基本計画(案)および概要版、素案に対する意見への回答書、パブリック・コメント実施結果、地域未来投資促進法に基づく緑地面積率等の緩和(案)、市の花木の制定(案)でございます。資料の不足がございましたら、事務局までお申し付けください。

本日は、委員さんの 2 分の 1 以上のご出席をいただいておりますので、大垣市緑化審議会規定第 4 条第 2 項によりまして会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、後ほどの報告事項にあたり、新たな法律に基づく特定の工場等に関する条例を定めることに伴い、大垣市緑を育み生かす条例を一部改正する必要があることから、その説明のため、産業振興室長ほか 1 名に出席していただいておりますので、よろしくお願いいたします。

これよりは、大垣市緑化審議会規程第 4 条第 1 項によりまして、会長が審議会の議長となります。

それでは、森会長さん議事の進行をよろしくお願いいたします。

会長 皆さん、おはようございます。お忙しい中ご苦勞様です。それでは、議事を進行させていただきます。

はじめに、本日の議事録署名者でございますが、加藤芳正委員さん、浦井巧委員さんのお二人にお願いいたします。

本日の審議会の傍聴希望ですが、本今の岩田様お一人が傍聴を希望しておられます。大垣市緑化審議会規定第 5 条により、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の発言あり)

会長 それでは、審議会の傍聴につきまして許可しますので、傍聴者の入

室をお願いします。

(傍聴者の入室)

会長 それでは、審議に入りたいと存じます。本日の議事は1件でございます。これは、前回の審議会において継続審議とさせていただいた議事ですが、本日は、大垣市みどりの基本計画について、とりまとめの審議を行い、結果を答申したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。それでは、平成29年11月8日付け29都施第225号で諮問がありました「大垣市みどりの基本計画(案)について事務局から説明をお願いします。

事務局 大垣市みどりの基本計画(案)につきましては、第1回が前編について、第2回が素案全体について、ご審議および貴重なご意見をいただきありがとうございます。

はじめに、前回の審議会において皆様からいただいた大垣市みどりの基本計画(素案)に対する意見につきまして、回答と合わせて説明させていただきます。

(意見への回答について説明)

事務局 続きまして、大垣市みどりの基本計画(素案)に関するパブリック・コメントの実施状況について、説明させていただきます。

(パブコメの実施結果を説明)

事務局 最後に、今後の予定としましては、3月議会へ報告したのち、策定・公表してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、大垣市みどりの基本計画(案)について、ご説明させていただきました。

会長 ただいま事務局から説明がありました、これまでの審議会の意見を踏まえた案となっておりますが、ご意見・ご質問がありましたら、発言願います。

確認ですが、前回の審議会終了後に、新たな意見などはありました

か。

事務局 ありませんでした。

会長 質問ですが、市の最高標高地点を記載した山について名称はあるのですか。

事務局 地形図に記載はありません。

会長 本編 P68 と概要版 P3 の地図表記について、縮尺の不整合を表記するのであれば、縮尺を入れた方が良いのではないですか。

事務局 縮尺を入れることは可能ですが、位置が不整合であることについては、記載を残すことでよろしいですか。

会長 位置は点線で区別されており、場所が違っていると認識できるので記載する必要はないと思います。

事務局 文言を削除して、上石津地域の縮尺を入れる修正をさせていただきます。

浦井委員 本編 44 ページのみどりの将来像図にも同様の表記はありますが、どうしますか。

事務局 こちらは、縮尺が 3 地域とも違いますので、別々の縮尺を入れることとなります。また、位置についても不整合となるので、点線も入れることとなります。

会長 こちらの図は、ポンチ絵ということではよろしいのではないですか。

課長 こちらは、3 地域を水と緑のネットワークでつなげた緑の将来像を示した図となっておりますので、現状のままでご理解いただきたいと思います。

会長 西高木家には、まとまった緑地があるのですか。

事務局 庭にまとまった緑地があります。前回の質問にもありました島津豊久公の碑にも緑地はありますが、史跡として位置付けがされていないことと、個人所有地でもあり、今回は記載しておりません。

会長 漢字の「緑」ではなく、平仮名の「みどり」と表記し、幅広い緑として捉える表現は、大垣のオリジナルですか。

事務局 他市町の計画をいくつか確認しましたが、本市と同様の表現を行っているところはありませんでした。しかし、大垣市オリジナルという確証はありません。

柳澤委員 33 ページのアンケート結果について、みどりの必要性に関する内容に、夜の照明を増やしてほしいとありますが、みどりの必要性と関連がないと思いますが、何か別の意味があるのですか。

事務局 こちらについては、アンケートの意見が短く、理解しづらいですが、単純に照明を公園に増やしてほしいと判断しました。

柳澤委員 公園の照明についての意見であれば、公園やオープンスペースに関するに移したほうが良いのではありませんか。

事務局 そのように修正させていただきます。

会長 パブリック・コメントに関して、駐車場のある公園はどこですか。

事務局 比較的大きな公園には駐車場が整備されています。具体的には、浅中公園、杭瀬川スポーツ公園、数台ですが東公園、三城公園、北公園、曾根城公園、赤坂スポーツ公園などがあります。しかし、規模の小さな街区公園と呼ばれる公園については整備されておりません。また、よくご意見いただきますが、大垣公園にも駐車場は整備されておりません。大垣公園につきましては、複合遊具や芝生広場などがあり、多くの方に利用していただいておりますが、現状では市役所に停めていただくか有料の市営駐車場に停めていただくしかなく、無料の駐車場を公園のすぐ近くに整備してほしいというご要望があります。

会長 整備予定はあるのでしょうか。

部長 大垣公園や駅前通りを含めた地域は、中長期的に見た場合、再開発の候補地となります。また、大垣城ホールは、老朽化しており耐震性能も低い状況ですが、都市公園である大垣公園の中にあるため、建て替えができません。将来、再開発をする中で、大垣公園の駐車場整備も、今後の検討課題だと考えております。

会長 よろしいでしょうか。この大垣市みどりの基本計画（案）については、縮尺の記載等の修正はありますが、この原案を適当と認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の発言あり）

会長 ありがとうございます。それでは、原案を適当と認めることといたします。本日、ご審議いただきました大垣市みどりの基本計画については、後日、事務局を通じて市長に適当と認める旨の答申を行いたいと存じます。

本日予定されている議事は以上でございますが、事務局から報告事項が2点あるとのことです。それでは、まず1点目の報告事項についてご説明をお願いいたします。

産業振興室 産業振興室の前澤と申します。私からは地域未来投資促進法に基づく緑地面積率等の緩和について説明させていただきます。

（内容説明）

会長 ただいま事務局から報告がございましたが、ご意見などがございましたらご発言願います。

國枝委員 大垣市としては、どのようにされようとしていますか。

課長 工場立地法の対象である敷地面積 9,000 m²以上または建築面積 3,000 m²以上の製造業等に係る工場・事業場について、緑地面積率等

を緩和するというごさいます。国が定める基準につきましては、区域ごとに緑地面積率が 1%以上 20%未満、環境施設面積率が 1%から 25%未満となっています。

部長 全てではなく、敷地面積 9,000 m²以上または建築面積 3,000 m²以上の製造業等に係る工場・事業場について緑地面積率の緩和をしていきたいということです。

会長 こちらの報告事項については、緑地面積を緩和する内容となっていますが、市としてみどりの基本計画との整合性に問題ないのですか。

部長 基本方針については、先ほどの基本計画のとおりです。従来から面積に応じた緑地の確保を開発協議の中で指導しています。今後もその方針は変わりません。ただし、産業振興室から説明がありましたように、一定規模の工場等については一部緩和させてくださいというものです。市内の企業では、既存の土地を利用したくても様々制限があって有効活用できないことや、新たに確保しようとしても建物が建っていてできないことから、場合によっては、大垣市から出て行くということになります。そうすると雇用の場が無くなり、税制面においてもマイナスになります。国が法律を作ったので、県と一緒に計画を作り、バランスを図りながら、一定の工場については緩和することをご理解いただきたいと思います。こちらについては、新しい条例を作って議会で審議し、進めていくということをご理解いただきたいと思います。

國枝委員 地域未来投資促進法ができ、従来は敷地面積に対して 20%以上の緑地を確保していたが、今後は、1%から 20%の中で、市の裁量により決めたいということですか。

産業振興室 (工場立地法および地域未来投資促進法について再説明)

地域未来投資促進法では、市町村において条例を定めれば緑地面積率の緩和をすることができることになっています。大垣市のエリアを甲乙丙の 3 種類に分け、それぞれに緑地面積率を定めて緩和を図るものです。ちなみに、国からは、甲種である準工業地域については環境

施設面積率を 15%から 25%、緑地面積率を 10%から 20%の範囲で定めることが認められています。次に、乙種である工業地域・工業専用地域については環境施設面積率を 10%から 25%、緑地面積率を 5%から 20%の範囲で、丙種である工業地域の内、一般住民の日常的な生活に供する施設、病院等になりますが、そのような施設がない地域については環境施設面積率を 1%以上 15%、緑地面積率を 1%以上 10%未満の範囲で市町村の判断で緑地面積率を定めることができますとなっています。今回、大垣市では、国が定める範囲の中で緑地面積率を定め、3月議会でご審議をいただきたいと考えています。

國枝委員　これから3月議会で決められるということですが、大垣市の場合、最近の情勢としては、甲乙丙の中で、どの地域に企業立地の可能性が高いのですか。

産業振興室　企業立地というよりは、既存の工場敷地を有効活用するためです。現実には、工場用地を確保することが難しい状況であり、市としましては、市内の企業が既存敷地を有効活用してもらえるようにすることで大垣市に留まっていたとすることを目的としており、今回の緑地面積率の緩和を図っていきたいと考えています。

部長　新たな企業立地は非常に難しい状況です。現状として市街化区域には、まとまった未利用地はほとんど存在していません。残っているのは市街化調整区域ですが、市街化調整区域を開発することは基本的にできません。また、市街化調整区域を新たに市街化区域として、企業誘致を行う場合は、農政サイドの許可など高いハードルがあり困難です。今回、国が新しい法律を作りましたので、それに基づき土地を有効利用してもらうため、新しい条例を作って一定の工場については緩和していきたいと考えております。

國枝委員　イビデン、日本合成、太平洋工業などは、緑地の確保について、それぞれの工場で努力をしていると思いますが、こういった緑地も活用してもよいということですか。

課長　そうです。

國枝委員 これらは工業専用区域ですか。

部長 いろいろあります。

國枝委員 現在市で考えている緑地面積率はどのくらいですか。

課長 その数値については、3月議会での話になりますので、報告は控えさせていただきます。しかし、都市施設課としては、緩和した場合においても、スペースがあれば、基準以上の緑地の確保を企業にお願いしていきますのでご理解いただきたいと思います。

國枝委員 理解しました。

浦井委員 国の基準では、甲乙丙で緑地面積率に幅がありますが、市としては、国の基準に合わせていくのですか。

課長 国の基準に合わせていきます。

浦井委員 国の基準には、かなり幅がありますが、工場から話が合ったときにどのパーセントとするのですか。基準について、市の考えはあるのですか。

部長 法律では、下限から上限まで幅を持たせてあり、その範囲内で自治体の判断により条例で決めることになります。条例を制定することは、議会の議決が必要となり、審議によって決まりますが、何パーセントにしていくか、まだ説明していませんので、この場で公表はできません。ただ、仮に条例で緑地面積率を緩和したとしても、恐らく企業は、設備投資が必要となることから、直ぐに緑地を無くすことはないと考えます。将来的に、工場を再整備するときに、新しい基準で考えていくことになります。特に、イビデンは地域に緑地広場を開放していますので、総合的に判断されると思います。市としては、土地の有効利用をできるようにしていきたいと思っています。

柳澤委員 議会で決めるということは、案も無しにその場で審議して決めるということではないと思います。計画を立てる部署はどこで、そこと緑

化審議会の関係が知りたいです。例えば、緑地に関することで意見を求められるのであれば、この緑化審議会となるのは当然と思いますが、それとは別に決まっていくなれば議論のしようがないと思います。そもそも、甲乙丙の3つのエリアは国で決められているのですか。

課長 そのとおりです。

柳澤委員 その中で先ほどの緑地面積率の範囲も決められていて、議会で何%にするのかを決めるということですか。

部長 そのとおりです。

柳澤委員 決めるときには、別の部局が素案を作成するのですか。

部長 はい。

柳澤委員 そこに対して、我々が意見を言う機会は無いのですか。

部長 基本的には、緑を育み生かす条例がありますので、市としては緑を保全し生かす立場です。その例外として、敷地面積 9,000 m²以上の比較的大きな工場については、今ある土地の有効利用を将来的にできるように緩和していくため、新しい条例を 3 月議会で制定するものです。緩和については、例えば工専地域の中でも、住居や病院などの施設がないエリアは、緑地面積率を下限の方まで下げたいと考えております。なるべく、住生活に影響が少ない地域については緑地面積率を下げることで土地の有効活用をしてもらおうことを考えています。全てを緩和することではないので、ご理解いただきたいと思います。

柳澤委員 それらを全て了解したうえで、緑化審議会としては最大限の配慮を要望するだけです。それ以上は言いようがありません。

部長 絶対的な強制力はありませんが、開発協議には、緑地に関する項目がありますので、今までも工場を作る場合には緑化について助言・指導をしてきました。一部緩和しますが、今後も緑地については、なるべく確保していただけるようお願いしていきます。

國枝委員 地域未来投資促進法は、それぞれの地域において産業などの特性に合わせて地域を活性化させていこうというものと理解します。ただし、我々としては基本的に緑をもっと増やして保全していく立場であり、必ずバッティングすると思います。その折衷案をこれからどうやって見つけていくかになると思います。例えば、先例の工場について今の緑化面積率はどのくらいになっているかなどを市で確認され、今後の事情によっては民間ですので緑地を減らして工場を作ると言われるかも分かりません。そういう時にどうするか何か考えがあってもよいと思います。もちろん、どこかで折り合わなければならないのは分かります。

窪田委員 なかなかハードルがあると思いますが、緑化審議会の立場で言えば、既存の緑が緩和によって無くなる、マイナスになることの代替として、何%の緑を減らすのならば、都市公園などで新たな緑を作る、寄与することなどへ上手に関与させることができれば良いと思います。

成瀬委員 私は立場が微妙であり、商工会議所として緑化審議会に参加しています。その立場からは、工場敷地の 20%が緑地という状況が緩和され、有効利用されることによって、施設整備が捗るのであれば、緑化審議会を辞めても良いと思います。9,000 m²の 20%は、面積として大きく、土地代も高いことから、それが投資に有効活用されることになると思います。

会長 成瀬さん、辞めないでください。

部長 これは審議事項ではありませんが、「緑化審議会としては、なるべく緑の保全・活用を」という皆様からの意見につきましては、今日の議事録に残させていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

会長 地域未来投資促進法と工場立地法はどちらが上位法でしょうか。

室長 工場立地法は、もともと昭和 49 年 3 月に施行されたもので、地域

未来投資促進法が平成 29 年 7 月に施行されました。工場立地法に基づく準則等を条例で変更できるものとイメージをしていただければと思います。

会長 条例に定めることができるとなっておりますが、大垣市として条例施行のスケジュールはどうなっていますか。

室長 先ほどから説明させていただいていますが、3 月議会へ提出させていただいて、議会終了後、速やかに公布したいと考えております。

会長 企業から、20%の緑地確保は厳しいという話が既にあるのでしょうか。

室長 現在、既存特例で、昭和 49 年 6 月 28 日以前に設置された工場の中には、緑地面積率が 20%、環境施設面積率が 25%に達していない工場があります。しかし、緑地を保全する意味から努力をしてくださいと明記されています。地域未来投資促進法では緑地面積率が 1%から 20%となっておりますが、企業自体が緑地を有効活用していきたいということはあります。先ほど都市計画部長が申したとおり、企業の中で緑化を推進していきたい会社もありますので、個々の会社の事情によって変わると思われます。いずれにしましても、国の法律に基づいて、岐阜県全体として、地域未来投資促進法に基づく地域計画を立てていますので、大垣市のみでなく岐阜県内の市町においては、この法律に順じて緑地面積率等の変更を行っていくものと思われまので、よろしくお願いたします。

森会長 あと一点、緑化審議会として、先ほど窪田委員さんが言われたように、緑地面積率が減少することになると思いますが、それに準ずる新しいメニューをつくることはできないでしょうか。もちろん工場に発展していただく必要はありますが、そのままにするのではなく、撤去した木を植えることなどを今後検討していただけたらと思います。それが、國枝委員さんが言われる大垣市の緑化に対する姿勢に反映されていくと思います。先ほどから申し上げているとおり、この件につきましては、この場で審議して市あるいは行政に答申するものではありませんので、この審議会としての意向を議事録に記載していただくとい

うことをお願いします。

浦井委員 資料5の別紙にある要件3の「雇用者数が5%増加か5名増加」とあります。5%増加は理解できますが、5名増加とはどういう意味ですか。

室長 岐阜・西濃地域における基本計画は、大垣市をはじめ羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、養老町などの17市町で作られています。この中の雇用者数の5%増加または5名増加は、この計画によって見込まれる経済効果として県が算定しています。

浦井委員 そこは分かりますが、この5名増加というのがあまりにも少なすぎると思います。この地域全体で5名増加すれば経済効果があるということなのですか。

会長 なぜ10名ではなく、5名なのかということですか。

浦井委員 分かりにくい。

室長 既存工場を触らなければ、緑地もそのまま触らないことになりますが、緑地を触って計画に基づき新たな設備投資、もしくは増床した場合は、その部分の雇用が5%または5名の増加になると理解しています。

浦井委員 この地域未来投資促進法は、緑地面積率の緩和だけではなく、もっとたくさん緩和措置がありますよね。そういったものを含めての効果だと思います。この数値が間違いなければ良いです。

会長 この別紙は県が作成したものでしょうか。

室長 はい、そのとおりです。県のホームページ、経産省のホームページにも挙がっている資料でございます。

加藤委員 事業場単位ではないですか。例えば100名の事業場であれば、5%で5名、200名であれば10名でも良いということではないですか。

この地域全体の雇用者数の5%で5人ではないと思います。

会長 県のホームページに詳しく書いてあるかもしれないですね。

室長 先ほど言われたとおり、促進区域ですので、エリアを想定した部分、市全体ではなく、1工場区域の中で増床されると5%もしくは5名以上の増加が見込まれるということです。

会長 地域経済牽引事業の承認要件1・2・3とありますが、三つとも満たさないといけないのですか。

室長 はい、そうです。

産業振興室 区域に所在する事業者の雇用者数となっていますので、それぞれの企業単位で考えた場合に従業員が1,000人いる企業では5%となると50人になりますので、それは現実的ではないということで5名という形で記載されています。

会長 はい、よろしいでしょうか。いろいろとご意見をいただきありがとうございます。少し時間を取らせていただきましたが、この緑化審議会としての立場あるいは意見というものが明瞭になったと思います。それでは、資料6についての説明を事務局よりお願いします。

事務局 市政100周年記念事業 市の花木の制定(案)について、説明させていただきます。

(内容説明)

会長 ありがとうございます。ただいま事務局から報告がありましたが、こちらも審議事項ではありませんが、緑化に関わることでありますので、何かご意見等がありますか。

市の木「クスノキ」の代表的なものはどこにあるのでしょうか。

事務局 大垣公園などに大きなクスノキがあったと記録があります。また、現在、本庁舎前の旧丸の内公園にもクスノキが植えられています。

部長 あと、大垣駅北口線のアクアウォーク前の歩道にもクスノキの大木があります。地元からの強い要望で残されたものです。

会長 天然記念物に指定されているものがあるのですか。

事務局 天然記念物ではありませんが、大垣市で特別保護樹の指定をしているものがあります。(条件：幹周 3m以上または樹齢 200 年以上)

会長 看板が建っているのでしょうか。

事務局 樹木の樹齢や高さなどを記載した看板を所有者の了解を得て、建てています。

会長 ほか、何かご意見ございますか。

浦井委員 花木を公募されるということですが、花木の定義は何でしょうか。

事務局 花木を辞書などで調べますと、美しい花の咲く木ですとか、もう少し詳しい記載では、花または果実を観賞するために庭植えや鉢植えに利用される木本のことである、という表現がされています。私どもとしては、今後の市政・緑化のことを考えますと、景観の形成に寄与するもの、さらには市民の皆様から親しまれ、一緒になって緑化を推進できるようなものを選定したいと考えております。

柳澤委員 私もどのような木が望ましいのかなと思い、聞いておきたかったところです。今のお話ですと、景観の形成に寄与すること、花が目立って親しみやすいこと、市民と一緒に緑化しやすいこと、大きくなれないということでしょうか。あと街路樹の落ち葉の問題がよくありますので、そういったことも考えた方が良いでしょうか。

事務局 落ち葉につきましては、様々なご意見がございます。みどりの基本計画におけるアンケートの中でも、四季の風情を楽しむには落葉樹が必要だというご意見もありますし、一方で清掃が大変だから常緑樹ばかりにしてほしいというご意見もあります。その辺りににつきまして

は、市民の皆様から公募という形でご意見をお伺いした後、6月頃に予定しています緑化審議会でご審議いただきたいと思ひます。

柳澤委員 指定されると、優先的に植えられることになるのでしょうか。それともシンボリックに少数の公園に植えられることになるのでしょうか。そのあたりは特に決まっているのでしょうか。

課長 新たに整備していく公園には、植えていきたいと考えております。また、誕生記念樹などについては、毎年多くの希望がございますので、民有地にも植えていただきたいと考えております。

事務局 植栽については、選定されたものを中心に考えたいと思ひますが、多様性の問題にも配慮する必要があると考へます。

安田委員 市の花木とされた意味は何でしょうか。サツキも花木ですし、通常、他の市町では、市の木・市の花の2つとしていますが、新しく花木を作られるのは、何かあるのでしょうか。

もう一つ、クスノキは非常に大きくなって剪定など維持管理が大変になっているということをお聞きすし、サツキは丈夫ではないので、あまり植栽されていないのが現実です。よって、新たに市の木・市の花を再設定または2つにすることは考へていないのですか。

事務局 現在の市の木・市の花には歴史があることに加え、特にサツキに関しましては、愛好者も見ることから、それを無くして新たなものを制定することは考へていません。植物の分類上は、木・花・花木となると曖昧になると思ひますが、今あるものと調和を図りたいと考へ、第三の分類として市の花木を、追加していきたくて考へております。

安田委員 そういう意味ではなくて、サツキはそのまま残せばよいと思ひますが、他の市町では、花と木それぞれ2つあるところもありますが、新たに花木にされる理由は何ですか。

課長 花と木を一つずつ追加することも一つの案ではあると思ひます。大垣市では準市の木・準市の花を指定していますが、2つ3つとあると、なかなか普及していないのが現状です。また、サツキなどは愛好会が

あり、新たに花を追加することで混乱等を招かないために、新たに花木という形で制定させて頂きたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局　　今回、準市の木・市の花などは、あまり認知されていないこともあり、廃止をしたいと考えておりますが、追加することは同じことを繰り返すことになるのではないかと危惧されますので、別分類の花木を設定したいと考えております。

会長　　安田委員さん、よろしいでしょうか。

安田委員　はい、結構です。

会長　　基本的には、緑化促進が背景にあって、それに寄与するようなものとして花木を制定したいと、加えて、準市の木・準市の花を廃止して、格上げして併せる形で考えていきたいとのことですが、それでは市の草花はどうでしょうか。緑化を今後推進していくうえで大事なことだと思いますが、その辺りはどうでしょうか。

部長　　実は、草花も検討しましたが、草花は毎年植え替えるなどの維持管理が必要となります。花木であれば、花が付いて実が付いて、1回植えれば基本的にずっと残っていくため、市民の方に身近なものとして愛されると考えています。市の花サツキと市の木クスノキはそのまま残して、100周年にちなんで新たなジャンルとして花木を1つ追加し、それについては市民公募をしたうえで、新年度になりますが、緑化審議会に諮問して皆様のご意見を伺い、選びたいと考えています。

会長　　草花は寿命が短いので、いろいろ大変なのでしょうか。

部長　　その辺りは安田委員さんが詳しいですが、基本的には毎年植え替え等が必要となります。

安田委員　球根であれば、植替えは必要ありません。

会長　　身近ということで提案しただけです。

古田委員 市の木・市の花のように1回植えれば、あとは面倒見なくてよいではなく、市の草花をPRして、毎年市民がお世話をすることで活性化に繋がらないかと考えます。道路に植えられている花が枯れてもそのまま放置されているのが現実であり、難しいと思いますが、子どもから老人まで世話をするという観点で力を入れて取り組むことは出来ないでしょうか。世話をする、育てるということが大切だと思います。また、花の方が華やかであるとも思います。私もクスノキが市の木であることを90周年記念のときか、墨俣などと合併したときに、市の木や日本一の生産品である枡などを取り上げて講習をしたことがあり、その時、はじめて知りました。業者が植え、全く知らずに過ごしているものよりは、もう少し身近なものを取り入れた方が良いと思います。

会長 草花は、世話をすることが大変かも知れませんが、逆に、世話をすることで継続性なり、緑への思い入れも醸成される効果が期待できるのではないかと思います。本日は、市の花木の制定についての議論ですが、緑化審議会としては、今後の緑に対する一つの考え方として、事務局で検討資料にさせていただきたいと思います。また、今の話に関連して申し上げますと、管理や効率性は大事とは思いますが、それに加えて、云われみたいなのを考えた方がよいのではないかと思います。例えば芭蕉が詠っているとか、大垣市民にとって非常に身近であるとか、あるいは飯沼慾斎が書いているとか。そういう効率性あるいは手間のかからなさだけでなく、云われみたいなのもぜひ市の花木に関して市民公募の際にも周知する必要があるのではないかと思います。確認ですが、クスノキやサツキを軽減していくということではないですね。市の木・市の花として促進をしていく、アピールしていくということが前提ですよ。

事務局 はい。

会長 時間の方も来てしまいましたけれども、これに関しまして何かご意見ご要望等はございませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第3回の審議会を終了させていただきたいと思います。今日は様々なご意見ありがとうございました。で

は、事務局の方に返しますので、よろしくお願ひします。

課長 皆様、お疲れ様でした。森会長様におかれましては、今年度3回にわたり議事の進行にご尽力賜りましてありがとうございました。来年度になりますが、新たな市の花木などにつきまして、皆様の意見を参考にしながら制定していくために、ご審議いただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。あと、本日、市営駐車場を使用されている方が見えましてら駐車券に印鑑を押させていただけますのでよろしくお願ひいたします。それでは、最後になりますが、都市計画部長の田中より閉会の挨拶をさせていただきます。

部長 長時間にわたり、慎重なご審議ありがとうございました。
今日をもって、みどりの基本計画については一区切り終えて、市長へ答申をしたうえで、3月議会へ報告してまいりたいと思ひます。今後、この計画に基づいて緑化の推進に努めてまいりたいと思ひます。また、今後も皆様におかれましては、緑化についてのご指導ご意見賜ればと思ひます。それでは、これをもちまして審議会を終了させていただきます。
本日は、ありがとうございました。

(終了時刻 午前 11 時 37 分)